

令和元年度

農業委員会事務報告



▲農業委員会委員による村内農地の今後を考える協議会の様子

農業委員会

農業委員会関係

1. 総論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）」に基づき設置される行政委員会であり、農地法その他の法令により定められた業務を執行する。平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会法も改正され、これまで任意業務とされていた「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務とされた。

本村においても農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進む中、遊休農地の増加や担い手不足が懸念されている。農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り農村の振興を推進していくためには、農地利用の集積などの農地対策及び農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

また、農地法等の許可や意見などの決定権を持つ農業委員と、現場活動を主とする農地利用最適化推進委員の連携により、農地等の利用の最適化の推進に向けて、より地域農業に密接した活動が求められており、それに応える実績を積み上げていかなければならない。

本年度の活動としては、農地関係許可申請に対する許可事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用を図るための利用状況調査（農地パトロール）及び利用意向調査、村内農地の今後に関する協議会、認定農業者会との意見交換の実施などを行った。

2. 農業委員会活動

(1) 委員会の構成

農業委員 8名（うち、認定農業者2名 女性2名）
 農地利用最適化推進委員 7名（うち、認定農業者1名 女性0名）
 合計 15名

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

（任期：平成29年7月20日～令和2年7月19日）

議席	職名	氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
1	会長	白川 正博	1～2区	山田A地区
2	会長職務代理者	田上 喜三郎	3～4区	山田A地区（リーダー）
3	農業委員	渕田 和代	中立委員	山田A地区
4	農業委員	又村 元規	5～7区	山田A地区
5	農業委員	小崎 健二	10～12区 川辺川造成区	山田B地区（サブリーダー）
6	農業委員	松本 聖司	15～16区	万江地区（リーダー）
7	農業委員	本田 りか	13～14区	万江地区（サブリーダー）
8	農業委員	簗田 和広	8～9区	山田B地区（リーダー）
	職名	氏名	担当区域	農地利用最適化実践チーム
	農地利用最適化推進委員	平山 春己	1～3区	山田A地区（サブリーダー）
	農地利用最適化推進委員	蕨野 正信	4～7区	山田A地区（サブリーダー）
	農地利用最適化推進委員	嶋原 誠一郎	8～9区	山田B地区
	農地利用最適化推進委員	下拂 勝	10～12区	山田B地区
	農地利用最適化推進委員	平瀬 憲一郎	13～14区	万江地区（サブリーダー）
	農地利用最適化推進委員	松岡 信行	15～16区	万江地区
	農地利用最適化推進委員	中村 賀津男	川辺川造成区	山田B地区（サブリーダー）

(2) 定例総会

開催回数 12回(毎月1回)

内 容 農地法に基づく許可申請、意見決定等

※内訳は、次のとおり

許可条項	地目	筆数	面積 (㎡)	内 訳			
				種 別	件数	筆数	面積 (㎡)
農地法 第3条	田	14	13,460	所有権移転	2	4	2,255
				賃借権設定	0	0	0
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	1	10	11,205
	畑	18	12,323	所有権移転	4	9	4,433
				賃借権設定	1	1	3,644
				使用貸借権設定	0	0	0
				贈与	2	8	4,246
小計	32	25,783		10	32	25,783	
農地法 第4条	田	2	1,901		2	2	1,901
	畑	0	0		0	0	0
	小計	2	1,901		2	2	1,901
農地法 第5条	田	4	1,413	個人住宅	0	0	0
				その他(駐車場等)	3	4	1,413
	畑	5	2,007	個人住宅	4	4	1,903
				その他(資材置場)	1	1	104
	小計	9	3,420		8	9	3,420
基盤強化	田	78	74,665	賃借権設定	28	64	70,624
				使用貸借権設定	8	14	4,401
				所有権移転	0	0	0
	畑	28	28,827	賃借権設定	15	24	26,673
				使用貸借権設定	4	4	2,154
				所有権移転	0	0	0
小計	106	103,492		55	106	103,492	
農地法 第18条	田	9	8,212		3	9	8,212
	畑	0	0		0	0	0
	小計	9	8,212		3	9	8,212
総 計		158	142,808		78	158	142,808

2. 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業上の要件を満たせば誰でも加入できる。また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けとることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対しては、これも一定の要件はあるが国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

◎令和元年度の申請・届出件数

申請・届出の区分	件数	説明
裁定請求	0件	経営移譲年金裁定請求 0件 農業者老齢年金裁定請求 0件 特例脱退一時金裁定請求 0件 脱退一時金裁定請求 0件 死亡一時金裁定請求 0件
死亡喪失	4件	受給権者死亡届 (未支給年金請求) 4件
返還	0件	加算対象農地返還届 0件
処分	0件	特定対象農地処分届 2件 加算対象農地処分 0件
届出	0件	処分対象農地除外届出 0件
加入	0件	任意加入資格取得 0件
申出書	0件	期間該当 0件 資格喪失 0件
取得	0件	資格取得 0件 高齢継続 0件
諸届出	0件	証書紛失届 0件
現況届	48件	新旧老齢・特別老齢年金分 19件 経営移譲・特例付加年金分 29件

3. 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、令和2年2月開催の下球磨地域農業振興協議会において検討が行われた。この金額をもとに令和2年3月総会においてに本村における金額の見直し及び承認を行い、農業委員会広報誌「でんえん」に掲載して周知を行った。

4. 実勢借地料の情報

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会で設定した地域ごとの実勢借地料の平均値、最高値、最低値を公表することとなっている。令和元年（平成31年1月1日～令和元年12月31日）においては、次の通りである。

◎実勢借地料

【田（水稲の部）10a 当たり】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
山田地区	15,282 円	20,000 円	10,000 円	6
万江地区	14,712 円	25,351 円	8,150 円	46

【畑（粟の部）10a 当たり（山田地区）】

平均額	最高額	最低額	データ数
5,556 円	10,000 円	5,000 円	9

【畑（普通畑の部）10a 当たり（山田地区）】

平均額	最高額	最低額	データ数
7,400 円	8,000 円	5,000 円	10

5. 村内における耕地面積

◎令和2年3月末現在

(m²)

所在地	田 (3,009筆)	畑 (5,915筆)	その他 (8筆)	計 (8,932筆)
山 田	1,889,258.41	3,332,099.58	1,476.28	5,222,834.27
万 江	330,226.09	773,693.18	2,616.00	1,106,535.27
合 計	2,219,484.50	4,105,792.76	4,092.28	6,329,369.54

6. 農地利用状況調査の結果（令和元年8月調査 12月末現在）

農地法第30条の規定に基づき、毎年1回区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならないこととなっている。

昨年の結果と比較して、1号遊休農地が5,664 m²の増加、2号遊休農地が30,693 m²の増加と、農業従事者の高齢化、担い手不足の影響が年々顕著になってきている。

区 分	面 積 (m ²)	筆 数
1号遊休農地（A分類）	234,437	499
2号遊休農地	369,400	433

※1号遊休農地・・・現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地〔A分類〕に該当する農地）

※2号遊休農地・・・農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

7. 非農地判断（農地法第2条第1項の農地に該当しない判断）

農地利用最適化活動の一環として、令和元年12月に村内農地の今後に関する協議会を実施し、守るべき農地とそうでない農地について検討を行った。

令和2年2月期通常総会において審議を行い、農業振興地域整備計画の区域外にあたる農地のうち、利用状況調査において3年以上B分類（再生困難な荒廃農地）と判定されている農地（402筆 215,687 m²）を非農地であると判断した。

登記地目	筆数	面積 (m ²)
田	63	37,030
畑	339	178,657
合計	402	215,687

※農地法第2条第1項

この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。